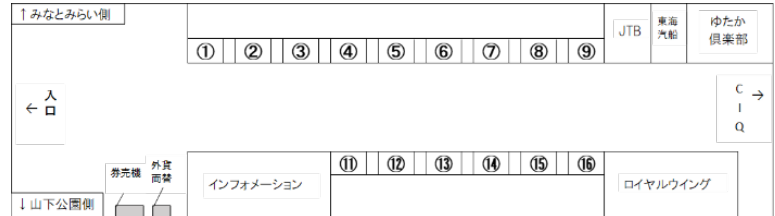


1 利用可能日

- (1) 大さん橋ターミナル開館日

2 利用場所

- (1) 新港側カウンター（1番～9番）
1か所辺り 1.2㎡
- (2) 山下側カウンター（11番～16番）
1か所辺り 1.2㎡



3 利用時間

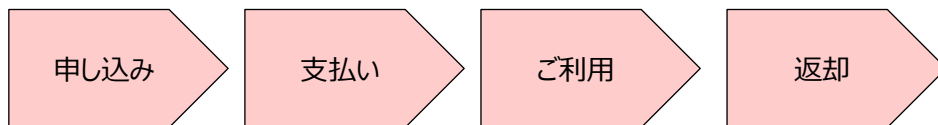
- (1) 午前9時から午後9時30分まで。

ただし、客船入港やその他の理由において開館、閉館時間が変更となった場合は、ターミナル開館時間に準じます。

4 利用申込み

- (1) 利用日の3カ月前より受け付けます。
- (2) 施設利用申請書を記入の上、FAXまたはお問合せフォームにてお申し込みください。
- (3) 支払いは利用日当日、現金にて防災センターの自動販売機で金額チケットを購入し、窓口へ提出してください。領収証の発行が可能です。
- (4) 請求書払いの場合は、(3)の手続きは不要です。請求書払いは管理者が特別認めた場合に限りです。

フロー図



5 利用料金

- (1) カウンター1か所 (1.2㎡)：1,000円 (税込) (1日あたり)
- (2) テーブル1か所 (1.2㎡)：1,000円 (税込) (1日あたり)

カウンターが埋まっている場合など、管理者が認めた場合に限りカウンターの代わりにテーブルを貸し出します。設置場所は管理者に従ってください。

6 キャンセル

承認印の押された申請書に、キャンセルの旨を記載して、再度お送りください。

利用日の前日の場合は、承認印の押された申請書の返送と併せて、17時までにお電話にてご連絡ください。

それ以降のキャンセル連絡や、当日の不使用は、料金を申し受けます。

7 個人情報

(1) 入手した個人情報とは本件利用以外で使用することはありません。

8 禁止事項

- (1) 第三者への使用権譲渡や転貸を含め、予約時の目的と異なる用途で使用する事。
- (2) 公序良俗に反する使用や危険を伴う使用、騒音・喧嘩・暴力などにより周囲に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 許可のない販売行為。
- (4) 建物、付帯設備、備品の損傷行為。(損害を与えた場合は賠償の対象となります。)
- (5) 政治活動、宗教活動、反社会的組織による利用、不法行為、善良な風俗を乱す行為及びそれらに類似するもの。
- (6) 通路や点字ブロックをふさぐ、占拠する行為
- (7) CIQ プラザや屋上の芝生等の立入禁止エリアへの入場。
- (8) 指定場所以外での喫煙

※禁止事項違反により、継続利用が困難と認められる場合は、直ちに利用を中止していただくことがあります。その場合受領済み費用はご返金しません。

9 利用の制限

- (1) 上記「禁止事項」に該当する場合
- (2) 「施設利用申請書」の記載に虚偽の申請があった場合
- (3) 管理者の注意・指示に従わない場合
- (4) 関係諸官庁から中止命令が出た場合
- (5) 客船入出港やイベント開催等により当施設内が混雑する場合
- (6) 客船入出港予定が変更した場合

※上記の項目に該当すると管理者が判断した場合、予約を受け付けず、また予約成立後であっても利用をお断りすることがございます。尚、このために生じた損害の賠償はいたしません。

10 利用時の注意事項

- (1) 荷物、貴重品等の管理は各自で管理し、万が一事故、盗難、紛失等について管理者は責任を負いません。
- (2) 万が一、火災、盗難、紛失、破損、不慮の事故、災害などが発生した場合、当施設ではその責任・負担は一切負いませんので予めご了承ください。保険等が必要な場合は利用者側でご加入下さい。
- (3) ご利用の期間中に床の隙間へものを落とすと取ることができません。また、床材に対し汚損された場合は速やかにお申し出ください。
- (4) ゴミは必ずお持ち帰りください。
- (5) 裸足で歩いたり、手をついたりするとトゲが刺さる場合がありますのでご注意ください。
- (6) 施設では管理者の指示に従ってください。
- (7) 使用終了後は必ず原状回復をお願い致します。
- (8) 当施設の設備、什器備品など損傷、紛失された場合は実費賠償を申し受けます。

お問い合わせ

大さん橋国際客船ターミナル指定管理者 大さん橋カウンター貸し出し担当

〒231-0002 横浜市中区海岸通1-1-4 Tel.045-211-2308 Fax.045-212-3872